第四十二条　[illegible]之に対し本人の資格調査の上之を許可し党員証を交付す

第四十三条　本党より脱退せんとする者は其の理由を明記し党員証を添へその所属支部又は本部へ届出づべし

第四十四条　本党員にして党員たる資格を失ひたるものには中央執行委員会脱党を命ず

第四十五条　本党員にして一旦退党したるものゝ再入党は中央執行委員会の承認あるを要す

第六章　党費及び会計

第四十六条　党本部費は党員一名に付年額五十銭とす　但し支部が納入すべき本部費は年額十五円を下るを得ず　会計細則は別に定む

第四十七条　聯合会費支部費は支部聯合会支部之を定む但し決定額は中央執行委員会の承認を要す

第四十八条　党費は如何なる場合あるも一切之を返還せず
四十九条　党予算は大会に於いて協賛を得るを要す

第五十条　党の会計年度は十二月一日より翌年十一月三十日迄とし大会に於いて決算報告を為し之が承認を得ることを要す

第五十一条　機関紙部　事業部　会計は独立会計とす

第五十二条　脱退届けの出でたる者並に党費一年以上不納の者は党員名簿より削除するものとす

第五十三条　党会計を監督せしむる為め会計監査委員若干名を置く

第五十四条　会計監査委員は会計帳簿を審査し各種会議に出席し意見を述べることを得

第七章　規律

第五十五条　党の規律に違反する者は大会　中央委員会又は中央執行委